京都府障害者施策推進協議会 聞こえの共生社会推進部会 会議概要

1 日 時: 令和元年 10 月 3 日 (木) 午前 10 時~11 時 50 分

2 場 所: 京都府庁職員福利厚生センター

3 出席者: 髙田部会員、志藤部会員、浅井部会員、滝野部会員、垣内部会員、

持田部会員、山﨑部会員、佐野部会員、近藤部会員、小出部会員、

武田部会員、芦田部会員、堀岡部会員、森山部会員

4 概要

(1) 聞こえの共生社会推進施策取組状況について

- ■事務局から、資料1により説明
- ■芦田部会員から、聾学校の取組を紹介

●部会員

舞鶴に聾学校の分校があるが、北部では子どもの数が減っている。自分の障害を認識するためには同年代とのふれあいが大事。学校の中だけではなく、地域の中にも手話言語が広がっていることはとても大事なことだと思う。

北部は人口減少が進み、厳しい状況にある中で、手話の普及を進めるにあたり、どのような頑張り方があるのだろうかと感じる。今は情報がおもしろいように入ってくる時代であり、学習環境の改善が見られることに感動している。このようなすばらしい環境を今後どう伸ばしていくのか、ぜひ聞かせていただきたい。

●部会員

現在舞鶴分校には12名が通っているが、ろうの先生はおらず、手話を学ぶ環境が乏しい部分がある。放課後等デイサービスでは聴覚障害の職員がおられるところも多く、学校以外で集団学習の機会が確保されるところに魅力がある。ぜひ今後も継続いただきたいが、事業継続が難しいという話も聞く。そのような中で課題をどう捉えて、どのような方法があるのか、教育委員会とも相談をしながら進めていければと考えている。

●部会員

盲ろう児について、聾学校で把握されているか。盲ろう者ほほえみの会では盲ろう児との交流をしていきたいと考えているが、なかなか進んでいない。兵庫県では盲ろう児が盲ろう者と交流する取り組みが進んでいる。もし盲ろう児がおられたら、ほほえみの会への紹介をお願いしたい。触手話の経験があれば、交流ができると考えている。

●部会員

現在聾学校本校には、視覚に関する支援が必要な生徒が1名おられ、放課後等デイサービスも利用している。かなり見えておられる方であるため、学校の中で配慮は必要であるものの、盲ろう者のための教育としては十分にはできていない。舞鶴分校には盲ろう児は在籍していない。聾学校という専門性を持つ機関として、今後も生徒のニーズに合わせて、関係団体とも連携しながら取組を進めていきたい。

●部会員

聴覚障害児放課後等デイサービスは京都聴覚言語障害者福祉協会で実施している事業だが、舞鶴では当センターのデイサービス会場を時間帯を分けて活用している。国の報酬単価が下がったこともあり、事業の意義は大きいものの、法人単独での事業継続には大変苦労している実情がある。本部会でも意見をいただければと思う。

(2) 第4期京都府障害者基本計画の策定について

■事務局から、資料2により説明

●部会員

京都府聴覚障害者協会では聴覚障害者のコミュニケーション支援を担っているが、府全域の手話通訳者等懇談会を、府主催で継続的に実施してほしい。各自治体の手話通訳者は聴覚障害者の様々な問題を把握していると思われるが、共有する機会が作れていない状況。懇談会を実施することによって、今後さらに横断的な取組が進むことが期待できる。

また、府との要望懇談会において、府ホームページ掲載動画に手話と字幕をつけてほしいと要望したところ、テキストファイルを活用いただきたいとの回答があった。 聞こえ条例と各施策がうまくつながっていないように思われる。府内市町村でも手話言語条例が次々と作られている中、ぜひ府全体で取り組みを進めていただきたい。

●事務局

通訳者同士が情報共有をする場として、府内で登録されている通訳者の方を対象に、 レベルアップを図れるような研修機会等を設けていきたい。

動画への手話・字幕導入については、所管する広報課からは今すぐの対応は困難と 聞いているが、引き続き当課からも働きかけをしていく。

●部会員

2年前に聞こえ条例が施行され、少しずつ浸透してきていると感じている。以前、補聴器相談医に話を聞く機会があり、両耳の聴力が70デシベル以上でないと障害者手帳は取得できないが、2年前から、手帳がなくても医師が補聴器の必要性を証明している場合には医療費控除対象となっていることを初めて聞いた。

色々な分野で横のつながりを作ることで、情報、制度や設備の効果的な利用につな がる。聞こえ条例制定の成果として、そういった情報が流れていく懇談の場を設けて もらえるとうれしい。 先月開催された「京都府耳のことフェスタ」では、自身の障害を職場の中で周囲に どう伝えるかなどの経験を話されたパネラーがおられた。一般企業に就職した人にも、 そのような話を聞く機会を作っていただけたらと思う。

京都府立大学と合同で、難聴者に特化した相談に関する調査を実施した。この調査をきっかけに、自分も何十年後かには難聴者になるかもしれないという受け止め方をされるといいと思う。

●事務局

年1回程度、各団体の皆さまとの懇談の場を設けているが、今後は定期的に情報や 意見をいただき、府の施策に生かしていきたい。

11月開催予定の市町村障害者相談員研修では、「難聴」をテーマとして取り上げ、相談員や市町村職員の方にも現状や課題を知っていただきたいと考えている。今後も 聴覚障害に限らず、様々な障害に対する知識・理解を深めていただけるような場を作っていきたい。

●部会員

聞こえ条例は現計画策定後に制定されており、次期計画「理解と交流促進」の分野にどう盛り込んでいくかが重要。障害者支援施策では、当事者の方をどう支援するかが中心となるが、共生社会をつくるという点では、府民の方への施策をどう進めていくかが新しい視点ではないか。

地域の小学校では4年生で点字・手話を学ぶことになっているが、授業で使う教材がないという問題がある。全国手話研修センターでは、小学生に覚えてほしい手話の動画を作ったり、簡単な手話検定のような仕組みを作り、先生に活用してもらえないかと考えている。次期計画には、今後府民や学校の先生に対して、どのように聞こえの共生社会推進の取り組みをしていくかを記載してもらいたい。

●部会員

手話サークルに入るきっかけは様々だが、実際に聞こえない人と話をしてみるとその方の暮らしの不便さがわかり、何かできることがないかという思いから、様々な理解を深めることができる。

府内初の手話言語条例ができた城陽市では、手話サークルメンバーが市内保育園や 幼稚園を年数回訪問し、手話に触れる機会を作っている。府条例ができたことで、市 町村レベルの条例はいらないのではないかという声もあるようだが、府と市町村双方 で条例ができることでさらに取組が広がることになるので、今後、市町村に対して、 府からもぜひ支援をしてほしい。

●部会員

障害当事者から手話通訳者を配置してほしいと要請があった際の行政の対応は進んできているが、手話通訳の配置と公共施設のバリアフリー化とは、そろそろ別に考える必要があると考えている。

事務局から府職員500人が手話研修を受けたと報告があったが、そのうち何人が 窓口対応可能なスキルを身につけたかが重要。次期計画に「窓口対応可能な職員を○ 人配置する」など具体的な数値目標を盛り込めば、大きく前進するのではないか。

●部会員

聞こえ条例の「事業者(サービス提供者・雇用主)の役割」について、どのように 次期計画に盛り込むかについて提案したい。障害者法定雇用率の定義に関して、障害 種別等がざっくりとしていて、たとえば聴覚障害の方が職場で雇用されている数は出 てきていないのではないか。そのような中で事業所等で体制を整えることは難しいた め、まずは実態を把握し、障害種別の中身を細かく公開できるような仕組みにしても らいたい。聞こえ条例に基づき取組を進めていくために、障害者雇用に関する情報収 集やマニュアル作成も含めた情報発信について、府から提案してはどうか。

また、国第4次計画概要(資料2-7)に「防災の推進」という項目があるが、聞こえ条例においても、災害時の情報提供体制整備を行うとされている。福祉避難所の設置に関しては現計画で数値目標を達成しているが、今後は情報提供方法や訓練実施方法、職員体制の整備など、協定内に細かい内容を盛り込んでいくことが取組の充実につながるのではないか。早急に取り組むべき課題。

最後に、現計画数値目標の達成状況(資料2-5)において「災害時福祉派遣支援 隊」148人とあるが、どのような活動をしているのか。

●事務局

災害時福祉派遣支援隊(※)については所管が異なるため、確認の上お知らせする。

- ■京都DWATの概要 ※現在「京都府災害派遣福祉チーム(京都DWAT)」に名称変更
 - ・災害発生時、避難生活を送る上での「間接的な被災」を防ぐため、要配慮者への福祉的支援を目 的として派遣。主な活動場所は一般の避難所
 - ・チーム員は、災害時用配慮者避難支援センターを構成する福祉団体からの推薦を受けて登録した 福祉専門職(社会福祉士、介護福祉士、ケアマネ、相談員、看護師等)

●部会員

任意団体で実施する事業に聴覚障害のある方が参加される場合、通訳派遣の費用を 団体で負担するのはとても難しい。聴覚言語障害センターではどのような条件であれ ば派遣可能か、又は受けられる補助などの情報を、わかりやすく社会に周知する必要 がある。情報保障に係る経費をどのように考えるかが重要。

●事務局

聴覚障害のある方の社会参加支援ということで、障害のある方が聴覚言語障害センターに申し込みをされた場合には、府・市等の事業として派遣が可能。イベント等に関しては、主催者側の責任で情報保障をしていただくことを前提としており、現時点では事業者への支援は行っていない。府主催事業に関しては、障害のある方から申し

出があった場合には、府として情報保障を行っている。

●部会員

府内で盲ろう者を支援する人は少なく、通訳介助者の問題も様々ある。通訳経験が 浅ければ、盲ろう者が安心して生活することはできない。現任研修会の開催も少ない。

現在、盲ろう者ほほえみの会には22人の会員がおり、府内には40人超の盲ろう者がいると思われる。災害時には、ほほえみの会としても安否確認を行うが、FAXやメールを送っても読めない方もいるため、ぜひ盲ろう者への理解を広めてほしい。

事務局から「110番アプリ」(スマホから110番通報が可能)の紹介があったが、 スマホを使える盲ろう者はほとんどいないと思う。そういう方に対してどのような支援ができるのか、一緒に考えていただきたい。

●事務局

障害の状況は人により様々であり、各団体の皆様とも意見交換をしながらどのような支援ができるのかを考えていきたい。

●部会員

110番や119番アプリについて、府域のGPSが使える場所・使えない場所を明確にして啓発を行ってほしい。千葉県は地図を作って、わかりやすく伝えている。

●部会員

聴覚障害のある人が入院する場合等に手話通訳を依頼されるが、医師の理解が不足しており、手話通訳者が、聴覚障害とはどのようなものかから説明する必要があり、診察がスムーズに進まないことが多い。府からも医療関係者に周知等をお願いしたい。地域のろうの方と定期的に会議を行っているが、災害時、ろうあ者の方が避難所に行くことはとても不安だという声を聞く。理由としては、行った経験がないこと、行っても話が通じるかどうかがわからないこと、また、直接福祉避難所に行くことはできず、まずは地域の避難所に行く流れになっていることなどがある。わかりにくい点が多いので、府からガイドラインのようなものを出してもらえると良いのではないか。地域とのつながりを作っておくことが重要であり、地域の消防団の方との顔つなぎを進めることが必要。

以上